

当行は、銀行法第 52 条の 61 の 10 に基づき、電子決済等代行業者である株式会社オービックビジネスコンサルタントとの契約内容の一部を公表いたします。

1. 事故発生等により生じた利用者への補償について

- ・ 電子決済等代行業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行うものとする。

2. 電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いおよび当行が行う措置について

- ・ 電子決済等代行業者は、本契約に基づき当行から取得した利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ連携先サービスの利用規約に従って取り扱います。
- ・ 電子決済等代行業者は、当該利用者情報について、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正侵入または情報漏洩等を防止するために必要な措置を講じるものとします。
- ・ 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不適切であると判断した場合、連携を停止することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者が行う措置および当行が行う措置について

- ・ 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者（※1）に対し、利用者情報の適切な取扱いや安全管理措置のために、連鎖接続（※2）の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行います。
- ・ 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、自らが当行に負う義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- ・ 当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いと安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、連携を停止することがあります。

(※1)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者のことをいいます。

(※2)連鎖接続とは、電子決済等代行業者が、当行から取得した情報を、利用者に伝達することを目的として電子決済等代行業再委託者に提供すること、または、利用者の指図（当該指図の内容を含む。）を電子決済等代行業再委託者から受領して銀行に伝達することをいいます。